

○ 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企54号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）
 （変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>（別紙） 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第七十一条第三項第六号及び地域密着介護予防基準第五十二条第三項第六号関係）</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>	<p>（別紙） 各サービス種類ごとの「その他の日常生活費」の具体的な範囲について</p> <p>(5) 小規模多機能型居宅介護、<u>複合型サービス</u>及び介護予防小規模多機能型居宅介護（地域密着基準第七十一条第三項第六号及び地域密着介護予防基準第五十二条第三項第六号関係）</p> <p>① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>